

## 【アメリカ】大学入試における人種優遇措置に関する連邦最高裁判決

専門調査員 海外立法情報調査室主任 ローラー ミカ

\* 2023年6月29日、連邦最高裁判所は、ハーバード大学とノースカロライナ大学の人種を考慮する入試制度が合衆国憲法修正第14条の平等保護条項に違反するとした。

### 1 アファーマティブ・アクションと大学入試

大学入試において黒人等を優遇するアファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）をめぐる最初の連邦最高裁判所（以下「最高裁」）判断とされる1978年のBakke事件判決<sup>1</sup>は、人種枠（クォータ制）を設定していたカリフォルニア大学デービス校医学部の入試制度を許容されないとした。また、人種に基づき機械的に加点していたミシガン大学の入試制度に関する2003年のGratz事件最高裁判決<sup>2</sup>も、こうした措置は認められないとしている。一方、2003年のGrutter事件判決<sup>3</sup>（ミシガン大学ロースクールの事案）及び2016年のFisher事件判決<sup>4</sup>（テキサス大学の事案）において最高裁は、問題となった入試制度が多様な学生集団が生み出す教育上の利益という、やむにやまれぬ利益を促進する目的で、かつ、そのために密接に関連した態様で行われていたと認め、合憲と判断している<sup>5</sup>。

近年の入学選考において人種を考慮していたのは、米国の大学の4割程度とされる。一方で、複数の州では大学入試等における人種による優遇措置を全面的に禁止している<sup>6</sup>。これには上述の最高裁事件のカリフォルニア、ミシガン両州も含まれており、各最高裁判決後、前者は1996年、後者は2006年に、いずれも州民投票により州憲法の改正が行われ、アファーマティブ・アクションを禁じる規定が設けられている<sup>7</sup>。

### 2 今回の訴訟の経緯

今回の上訴人である非営利団体SFFA（Students for Fair Admissions）は、2014年11月、連

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年10月10日である。

<sup>1</sup> Regents of Univ. of California v. Bakke, 438 U.S. 265 (1978). 判決では最高裁判事の間で意見が分かれ、判決理由について多数派は形成されなかった。判決を言い渡したパウエル（Lewis F. Powell, Jr.）判事（当時）の意見は、単独意見であったが、後に、この分野での憲法分析の基準となったと言われる。今回（2023年6月29日）の判決は、パウエル判事の意見について、高等教育機関に関し「人種的に多様な学生集団からもたらされる教育上の利益」が憲法上許容されるやむにやまれぬ（compelling）目的となり得ると認めたこと、同時に、人種による区分は、いかなる種類のものであれ本来違憲が疑われるものであり、クォータ制等を大学は採用することはできないこと、人種は志願者のプラス要素としてのみ機能し得ること、その場合でも十分な柔軟性を持って用いられなければならないこと等としたと整理している。この後、2003年のGrutter事件判決（後掲注(3)、本稿3(2)参照）までの間、同判事の意見の拘束力の扱いが下級審で問題となった。Students for Fair Admissions, Inc., v. President and Fellows of Harvard College (together with Students for Fair Admissions, Inc. v. University of North Carolina et al.), 143 S. Ct. 2141, 2163-2164 (2023).

<sup>2</sup> Gratz v. Bollinger, 539 U.S. 244 (2003).

<sup>3</sup> Grutter v. Bollinger, 539 U.S. 306 (2003).

<sup>4</sup> Fisher v. Univ. of Texas at Austin, 579 U.S. 365 (2016) (Fisher II).

<sup>5</sup> Grutter事件判決は、同ロースクールの入学選考について人種を機械的に用いておらず、各志願者は個人として評価され、人種が決定的要素にならないよう十分な柔軟性がある等と指摘した。また、Fisher事件のテキサス大学は、定員の75%を高校の成績上位10%の者に割り当て、残り25%を総合評価で選考しており、この総合評価の中で人種を極めて限定的に（“factor of a factor of a factor”）考慮していた。なお、違憲審査基準については本稿3(1)を参照。

<sup>6</sup> Students for Fair Admissions, 143 S. Ct. at 2175, n.9.

<sup>7</sup> California Constitution, Article I, Section 31; Michigan Constitution, Article I, Section 26.

邦地方裁判所にハーバード大学（私立）とノースカロライナ大学各々に対する訴訟を提起した。SFFA は、両大学の人種を考慮する入試制度<sup>8</sup>が 1964 年公民権法第 VI 編（以下「第 VI 編」）<sup>9</sup>に、及び州立であるノースカロライナ大学については合衆国憲法修正第 14 条の平等保護条項にも違反しているとして訴えており、大学入試で人種を考慮できるとすることは誤りであり、先例（Grutter 事件判決）を覆すべきであること、ハーバード大学の入試は、人種的均衡を図ること（racial balancing）等によってアジア系志願者の合格を制限しており第 VI 編違反であることなどを主張していた<sup>10</sup>。最高裁が 2022 年 1 月、両事件の上訴を受理した<sup>11</sup>。

### 3 連邦最高裁判決の概要

2023 年 6 月 29 日、連邦最高裁は、ハーバード大学とノースカロライナ大学の人種を考慮した入試が合衆国憲法の平等保護条項に違反するとした（ハーバード大学の入試制度も平等保護条項の下で審査した<sup>12</sup>。）。Grutter 事件判決を明示的に覆してはならず、同判決を尊重する形で違憲審査基準や後述する人種考慮の「終了点」等の制約を適用し、結論を導いている<sup>13</sup>。

#### (1) 違憲審査基準

平等保護条項の例外として人種により異なる扱いをすることは、同条項の下で違憲の疑いのある「疑わしい区分（suspect classification）」であるとされ、裁判所の 2 段階の「厳格な審査（strict scrutiny）」に服することとされている。すなわち、人種に基づいて異なる扱いをするような施策は、「やむにやまれぬ政府の利益（compelling governmental interests）」の達成のため、そして、それに「密接に関連している（narrowly tailored）」と言えるものでなければ認められない<sup>14</sup>。本判決は、大学入試のアファーマティブ・アクション以外では、最高裁の先例が人種に関して 2 種の「やむにやまれぬ利益」を認めているにとどまると述べて、平等原則が曲げられ

<sup>8</sup> ハーバード大学の入試制度について、今回の判決では以下のように説明されている。入学願書はまず、第一次審査者により審査され、学業、課外活動、スポーツ、学校サポート（高校の教員・進路指導担当者による推薦の強度）、個人的資質、総合の 6 部門の点数が付けられる。総合（他の 5 部門の評価の総合）については、審査者は出願者の人種を考慮することができ、実際に考慮されている。次に、地域ごとに入試小委員会が全願書を審査し、入試委員会に推薦書を提出する。その際、出願者の人種を考慮することができ、実際に考慮されている。更に、40 名から成る入試委員会の審議が行われる。同委員会ではまず志願者の人種の内訳について議論される。その目的は、マイノリティの合格者が前年度より劇的に減少しないようにすることにある。同委員会委員の投票で過半数の票を得た志願者は、暫定合格者とされ、暫定合格者の人種構成が同委員会に開示される。最後に、暫定合格者の絞り込みが行われる。ここで除外検討対象となる者は「除外リスト」に掲載され、同委員会により除外者が決定される。このリストには、レガシー（legacy. 同大学卒業生等の子供・親族に対する入学優遇措置）、勧誘アスリート、学資援助受給資格、人種についての情報のみが記載されている。同大学では、黒人及びヒスパニック系の合格者についてかなりの割合で人種が決定要因（determinative tip）となっている。また、ノースカロライナ大学も類似した入試制度を採用している。Students for Fair Admissions, 143 S. Ct. at 2154-2156.

<sup>9</sup> 第 VI 編（42 U.S.C. 2000d et seq.）は、「合衆国において何人も、人種、肌の色又は出身国に基づいて、連邦財政支援を受けているプログラム又は活動において、参加を拒まれ、その恩恵を否定され、又は差別されてはならない。」ことを規定する。

<sup>10</sup> “20-1199 Students for Fair Admissions v. President and Fellows of Harvard College [Question Presented].” <<https://www.supremecourt.gov/qp/20-01199qp.pdf>>

<sup>11</sup> ハーバード大学に対する訴訟は、連邦地方裁判所と連邦控訴裁判所（第 1 巡回区）において SFFA の主張が退けられた後、最高裁が受理した。一方、ノースカロライナ大学に対する訴訟は、連邦地方裁判所において退けられた後、控訴審判決を経ずに最高裁が受理した。Students for Fair Admissions, 143 S. Ct. at 2156-2157.

<sup>12</sup> 従来最高裁は、連邦財政支援を受けている機関が行った平等保護条項に違反する差別は第 VI 編にも違反すると説明しているとし、また、本事件当事者にも異論はないと述べている。Id. at 2156-2157, n.2. なお、本件は、賛成 6 名（保守派判事）と反対 3(2)名（リベラル派判事。ハーバード大学事件については 1 判事が忌避）の判決である。

<sup>13</sup> Id. at 2221-2225, (Kavanaugh, J., concurring).

<sup>14</sup> 松井茂記『アメリカ憲法入門 第 8 版』有斐閣, 2018, pp.400-403; Students for Fair Admissions, 143 S. Ct. at 2162.

るのは極めて異例な事案に限られると指摘した<sup>15</sup>。

## (2) 従来判例の検討

2003年のGrutter事件判決を検討し<sup>16</sup>、同判決で最高裁は、学生集団の多様性は、大学入試において人種を利用することを正当化し得る、やむにやまれぬ州の利益であるとすると同時に、①そのための手段については、人種クォータ制等は不可であること、②人種によるステレオタイプ化（固定観念に基づく取扱い）、すなわち、マイノリティの学生が常にマイノリティに特徴的な見解を表明しているという考えに基づいて入試制度を運用することは許されないこと、③人種はプラス要素として用いなければならず、マイナス要素として用いて優遇措置の受益者ではない志願者を不当に害してはならないこと、④人種優遇を永続的に正当化することは、平等保護原則に反し、ある時点で優遇措置は終了しなければならないこと、同判決から25年後には措置は不要となっているであろうこと等を述べていると指摘した<sup>17</sup>。

そして、以下、今回の事件について、厳格な審査基準とGrutter事件判決の課した制約を適用し、検討を行った。

## (3) 厳格な審査基準の適用

### (i) 教育上の利益

両大学は教育上の利益として、①官民における将来の指導者の養成、②多元化が進む社会に適応できる卒業生の育成、③多様性を通じてのより良い教育、④多様な見方から生まれる新しい知識の生産（以上、ハーバード大学）、⑤活発な意見交換の促進、⑥理解の拡大と洗練、⑦革新と問題解決の促進、⑧積極的に生産的な市民及び指導者の育成、⑨感謝、尊敬、共感、異人種間理解の促進、及び固定観念の打破（以上、ノースカロライナ大学）を挙げている。これらは称賛に値する目的ではあるが、裁判所にはこれらを測定する方法はなく、仮に、何らかの方法で測定できたとしてもその目的がいつ到達されたのか、そして人種優遇という危険な是正措置がいつ中止され得るのかを裁判所が知る術はないと述べて、大学がやむにやまれぬ利益と考えるものは、厳格な審査の目的として不十分であるとした<sup>18</sup>。

### (ii) 目的と手段との関連性

次に、教育上の利益を達成するために大学が用いている人種種別は、過度に広範であり（例：南アジア系、東アジア系の志願者をまとめて「アジア系」と区分）、恣意的であり又は定義されておらず（例：「ヒスパニック」という区分）、包括性もない（例：中東系の志願者のための区分が存在しない。）ことなどを挙げ、両大学の入試制度の追求する目的とそのために採用

<sup>15</sup> ①憲法や法令に違反する過去の差別の特定事案の是正、②人種暴動など刑務所内の人的安全に対する急迫で重大な危険の回避がこれまでやむにやまれぬ利益と認められているものであるとした。また、判決脚注において、最高裁が人種による区分に厳格な審査を適用してこれを満たすとした最初の判決（*Korematsu v. United States*, 323 U. S. 214, 216 (1944)）について、第二次世界大戦中の軍事的緊急性の要請から西海岸の所定地域に住む全ての日系人の収容を認めることにより、「判決の日に重大な誤りを犯した」（*Trump v. Hawaii*, 138 S. Ct. 2392, 2423 (2018)）ことに言及し、同判決は、最も厳格な審査によっても違法な人種区分を見落とし得ることを鮮明に示していると指摘した。Students for Fair Admissions, *Id.* at 2162-2163, n.3.

<sup>16</sup> これに先立ち、*Bakke* 事件判決でのパウエル判事の見解を検討している（前掲注(1)参照）。Grutter 事件判決は、*Bakke* 事件判決でのパウエル判事の見解を最高裁（法廷意見）として初めて裏付けた。

<sup>17</sup> Students for Fair Admissions, 143 S. Ct. at 2164-2166.

<sup>18</sup> やむにやまれぬ利益と判例で認められたもの（前掲注(15)参照）と比較すれば本件の捉えどころのなさが理解できるとして、刑務所内の人種間暴力という文脈において、受刑者の一時的な人種隔離により危害を防ぐことができるか、また、学校の人種別学の事案について、人種を考慮した是正措置により、人種別学という憲法違反がなかった場合に匹敵するような生徒の配置を達成できるか、などを裁判所は判断することができる一方、今回大学が挙げている利益は測定できないと述べている。*Id.* at 2166-2167.

されている手段との間の有意な関連性が不明確であるとした<sup>19</sup>。

そして、最高裁は大学の学問的決定を尊重する伝統を認めるが、これは憲法の範囲内でなければならず、司法審査を可能にする測定可能で具体的な、極めて説得力のある正当化理由がなければ人種により学生を区分することは認められないと述べた<sup>20</sup>。

#### (4) マイナス要素としての人種の使用

Grutter 事件判決は人種をプラス要素として使用することは認めているが、マイナス要素としての使用は禁じている。今回の事件の控訴審では、ハーバード大学が人種を考慮した結果、アジア系の合格者数が〔考慮のない場合に比して〕11.1%減少することになったと述べられており、また、連邦地方裁判所（第一審）においても、同大の人種考慮により、アジア系及び白人の合格者が減少したとされている。大学入試はゼロサム（zero-sum）であり、ある志願者には提供され、他の志願者には提供されない利益は、後者を犠牲にして前者を必然的に利することになる、人種を入学選考においてマイナス要素として用いてはならないという大学の主張は、認められないとした<sup>21</sup>。

#### (5) 固定観念に基づく取扱い

Grutter 事件判決は人種による固定観念に基づくことは許されないとしている。しかしながら、両大学の入試制度は人種による固定観念を許容していること、その入試制度の本質が人種には人種ゆえの固有の利益が存在するとしている点にあること等を指摘した。そして、人種による区分が禁止される主な理由の一つは、その人自身の長所や資質によるのではなく、祖先によって判断されることが人の尊厳や価値をおとしめることにある等として、人種による固定観念に基づく取扱いは、平等保護条項の中核目的に反すると述べている<sup>22</sup>。

#### (6) 人種考慮終了点の不存在

両大学は、人種を考慮する入試制度がなくとも学内で有意な代表性と多様性が達成される時、こうした制度は終了すると示唆しているが、その入試過程において合格者の人種構成を前年度と比較し、マイノリティの割合に劇的な減少がないようにしている等に過ぎないと指摘した。そして、明白に人種的均衡を図ることは疑いなく違憲であると述べ、また、両大学は人種が常に問題とされるよう効果的に保証しているなどとして、その入試制度には、Grutter 事件判決が要請する人種考慮の終了時点が欠けているとした。さらに、両大学は人種を考慮する入試制度の廃止時期を視野に入れておらず、近々に平等保護条項を遵守するとは考えられないとした<sup>23</sup>。

#### (7) 大学入試において許される人種の使用

以上のように、大学入試において厳しい制約内での人種考慮が認められてきたが、両大学の入試制度はこれらを満たしておらず、平等保護条項に違反しているとした。その上で、大学に貢献し得る志願者の優れた能力や資質に結び付いている限りにおいて、人種ゆえの差別やインスピレーション等がその人生に与えた影響についての志願者の論考（discussion）を大学が考慮することを禁止するものではない、すなわち、志願者は、人種ではなく、個人としての経験に基づいて扱われなければならないと述べている<sup>24</sup>。

<sup>19</sup> *Id.* at 2167-2168.

<sup>20</sup> *Id.* at 2168.

<sup>21</sup> *Id.* at 2168-2169.

<sup>22</sup> *Id.* at 2169-2170.

<sup>23</sup> *Id.* at 2170-2173.

<sup>24</sup> *Id.* at 2175-2176.